

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年10月5日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについて、申立期間のうち、18年4月1日から同年6月1日までの期間については、同日後に判明した事実から、当該あっせんによらず、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づく標準報酬月額（12万6,000円）の記録を取り消し、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を同年4月は19万円、同年5月は18万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年6月1日から同年9月1日までの期間については、同日後に判明した事実から、当該あっせんによらず、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月8日から19年9月1日まで
② 平成19年8月31日

A社における申立期間①の標準報酬月額について、年金額の基礎となる標準報酬月額の記録が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と比べて低くなっているため訂正してほしい。

また、申立期間②の標準賞与額について、年金額の基礎となる標準賞与額の記録となっていないが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、12万6,000円と記録され、申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月30日に、18年3月から同年8月までは19万円に、同年9月から19年8月までは24万円に、それぞれ訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっているところ、申立期間のうち、18年3月から同年5月までの標準報酬月額については、給与台帳により、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、既に当委員会の決定に基づく22年10月5日付けで行われている総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんの対象とはされなかったところである。

しかしながら、その後、平成18年6月から同年8月までの給与台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額について検証したところ、当該額の半額が、それぞれ同年3月から同年5月までの各月分に係る保険料額であった旨推認できることが判明した。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年6月から同年8月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の当該期間について誤った報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、平成18年3月については、事業主が源泉控除していたと認められる同年3月に係る保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年6月21日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについて、申立期間のうち、18年1月23日から同年5月1日までの期間及び19年9月1日から同年12月1日までの期間については、同日後に判明した事実から、当該あっせんによらず、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づく標準報酬月額（18年1月から同年4月までは26万円、19年9月から同年11月までは28万円）の記録を取り消し、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を18年1月は18万円、同年2月は24万円、同年3月、同年4月及び19年9月から同年11月までは26万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間については、同日後に判明した事実から、当該あっせんによらず、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月23日から20年10月1日まで
② 平成19年8月8日
③ 平成19年12月18日
④ 平成20年8月8日

私は、A社にB（職種）として常勤していたが、申立期間①の標準報酬月額については、年金額の基礎となる標準報酬月額の記録が、報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と比べて低い金額

になっているので訂正してほしい。

また、申立期間②、③及び④の標準賞与額について、年金額の基礎となる標準賞与額の記録となっていないが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、12万6,000円と記録され、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月5日に、18年1月から19年8月までは26万円、同年9月から20年9月までは28万円にそれぞれ訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっているところ、申立期間①のうち、18年1月から同年4月までの期間については、給与明細書により、申立人は、給与から保険料が控除されていないことが確認できること、及び19年9月から同年11月までの期間については、給与明細書により、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づく23年6月21日付けで行われている総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんの対象とはされなかったところである。

しかしながら、その後、申立期間のうち、平成18年1月23日から同年9月1日までの期間については、同年5月から同年8月までの給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額について検証したところ、当該額の半額が、それぞれ同年1月から同年4月までの各月分に係る保険料額であった旨推認できることが判明した。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年12月1日までについては、同年12月及び20年1月の給与明細書に記載されている社会保険料調整額について検証したところ、当該調整額は、当該期間の標準報酬月額を、その前後の期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額（26万円）と同額であったと仮定して算出した社会保険料額と、19年9月から同年11月までの給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額（12万6,000円）に基づく社会保険料控除額との差額と一致することから判断すると、当該調整額は、同年9月から同年11月までの社会保険料調整額であった旨推認できることが判明した。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年1月23日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間及び19年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額については、18年1月は18万円、同年2月は24万円、同年3月から同年5月までの期間、同年8月及び19年9月から同年11月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の当該期間について誤った報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA社に入社し、33年2月1日に関連会社のB社に移籍した。A社には同年1月31日まで勤務したので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月1日となるところを、同年1月31日と記録されている。会社の都合で移籍したが、勤務場所も仕事内容も変わらず、厚生年金保険料も継続して控除されていたのに、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることは納得できない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社及びB社については、i) 両社の閉鎖登記簿謄本によれば、A社の複数の役員が、それぞれB社の役員に就任していること、ii) 申立人及び複数の元同僚は、B社はA社の売場を独立させ、別法人として設立した事業所であり、会社の実権はA社の事業主が持っていたと証言していることから、両社は関連会社であったことが確認できる。

また、申立人と同様に昭和33年2月1日にA社からB社へ移籍した者を含む複数の元同僚は、「申立人は、会社都合により、B社へ移籍し、その間に勤務を中断することは無く、勤務場所及び仕事内容も変更は無かった。」と供述している。

さらに、当時、A社の社会保険事務担当者は、「昭和33年2月1日に

B社へ移籍した者は、会社都合による移籍であり、勤務期間に中断は無く、厚生年金保険料も毎月継続して控除していた。また、厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失の手続並びに保険料控除に係る事務は、B社の分も一緒に行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和33年2月1日にA社からB社へ移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年12月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから確認することはできないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和33年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和39年10月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年9月までは3万9,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年10月1日まで
私がA社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額は、支給されていた給与額と比べて低すぎるので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、3万円と記録されていることが確認できる。

しかし、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、当初の被保険者名簿及び更新された被保険者名簿が確認でき、当初の被保険者名簿には申立人の昭和40年5月から同年9月までの標準報酬月額は3万9,000円と記録されていたところ、更新された被保険者名簿には当該期間の標準報酬月額が3万円と記録されており、更新前の標準報酬月額が反映されていないことが認められる。

また、当初の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は、昭和39年10月の定時決定により、3万円と記録されているところ、40年5月に標準報酬月額の上限額が変更されたことにより、申立人の同年5月1日における標準報酬月額は、それまでの上限額であった3万6,000円を上回る3万9,000円に改定されていることから、改定される前の標準報酬月額は、その時点での上限額であった3万6,000円であったと考えられること、及び申立人と同様に同年5月1日の標準報酬月額がそれまでの上限額を上回る額に改定されている元同僚は、39年10月の定時決定において3万

6,000 円と記録されていることから、事業主が申立人の同年 10 月の定時決定における標準報酬月額を 3 万円と届け出たとは考え難い。

以上のことから、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録管理が適正に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、昭和 39 年 10 月から 40 年 4 月までは 3 万 6,000 円、同年 5 月から同年 9 月までは 3 万 9,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は22年4月29日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、120円とすることが妥当である

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から22年4月29日まで

私は、A社C事業所に勤務し、昭和19年12月25日にD隊に入隊、E隊及びF隊に従軍し、21年6月3日に復員したが、その間、同社C事業所に在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述から、申立人が、申立期間において、A社C事業所に勤務していたことは認められる。

また、A社C事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同一生年月日で、氏名が一字相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は22年4月29日）が確認できる。

さらに、申立人は、「私のA社C事業所での給料は、月額で127円程度だった。」と供述しているところ、上記未統合記録の当該被保険者の標準報酬月額は、第12級120円であり、申立人の供述と符合する。

加えて、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間において、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されているところ、上

記未統合記録において、当該被保険者の備考欄には「59 ノ 2」と記載されており、申立期間当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 を適用させたことが確認でき、また、申立人の陸軍戦時名簿及び従軍証明書により、申立人は、19 年 12 月 20 日に E 隊に入営し、除隊召集解除日が 21 年 6 月 3 日であることが確認できる上、申立人は、「他の人よりも 1 年遅れて、21 年 6 月 3 日に G（地名）から H（地名）へ復員した。」と供述していることから、当該未統合記録は申立人の年金記録と推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、22 年 4 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、当該未統合記録から、120 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は23万1,000円、18年7月7日は23万2,000円、同年12月20日は22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月7日
③ 平成18年12月20日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成17年12月、18年7月及び同年12月に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録から漏れているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人に申立期間の賞与が支払われ、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳から、平成17年12月20日は23万1,000円、18年7月7日は23万2,000円、同年12月20日は22万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を36万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成17年12月に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録から漏れているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人に申立期間の賞与が支払われ、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳から36万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効によ

り消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日及び18年7月7日は57万6,000円、同年12月20日は18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月7日
③ 平成18年12月20日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成17年12月、18年7月及び同年12月に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録から漏れているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人に申立期間の賞与が支払われ、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳から、平成17年12月20日及び18年7月7日は57万6,000円、同年12月20日は18万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月7日は2万円、同年12月20日は20万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月7日
② 平成18年12月20日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成18年7月及び同年12月に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録から漏れているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人に申立期間の賞与が支払われ、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳から、平成18年7月7日は2万円、同年12月20日は20万7,000円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は48万円、18年7月7日は20万円、同年12月20日は18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月7日
③ 平成18年12月20日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成17年12月、18年7月及び同年12月に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録から漏れているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人に申立期間の賞与が支払われ、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳から、平成17年12月20日は48万円、18年7月7日は20万円、同年12月20日は18万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は41万2,000円、18年7月7日は41万3,000円、同年12月20日は40万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月7日
③ 平成18年12月20日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成17年12月、18年7月及び同年12月に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録から漏れているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人に申立期間の賞与が支払われ、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳から、平成17年12月20日は41万2,000円、18年7月7日は41万3,000円、同年12月20日は40万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの期間の国民年金保険料、同年4月から56年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料及び同年4月から58年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年11月から46年3月まで
② 昭和46年4月から56年3月まで
③ 昭和56年4月から58年3月まで

昭和45年11月頃、私の母が私の国民年金の任意加入手続を行い、母の国民年金保険料と一緒に、私の保険料を納付してくれており、また、母が付加保険料の納付を始めた46年4月以降は、私の保険料も付加保険料込みで納付してくれたはずであるのに、大学院を卒業する56年3月までの期間が未加入と記録されていること、さらに、同年4月から58年3月までの期間が定額保険料のみを納付した記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年11月頃、母から国民年金に任意で加入したことを聞いた記憶がある。」と主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月18日にA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、同年8月頃に国民年金の加入手続を行い、大学院を卒業後の同年4月1日に遡って強制被保険者資格を取得したと推認できるところ、A市の国民年金被保険者名簿には、同年8月1日に受付を行い、同年4月1日に遡って強制被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録と一致することから、申立期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、「昭和45年11月頃から入っていた。」と証言したものの、加入手続及び申立期間①及び②の保険料納付の詳細が不明である。

なお、申立人は、申立人の手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和56年頃、「加入手続を行わないのに、突然、国民年金保険料の納付書が郵送されてくるようになった。それ以降は、母から保険料を受け取り、自分でA市役所へ行き納付したと思う。それ以前は、保険料の納付書について認識したことは無い。」と述べており、定額保険料が納付済みとなっている申立期間③については具体的に納付状況を記憶している。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿には、申立期間①及び②は未加入期間であること、申立期間③は定額保険料のみ納付されていることが記載されており、当該被保険者名簿に不自然さは無く、オンライン記録と一致する上、申立期間①の国民年金保険料、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間③の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間③の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月まで

私は、昭和 57 年 4 月頃に A 区役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、その際、窓口の職員に過去 2 年分の未納の国民年金保険料を納付するように言われ、手書きの納付書を交付されたので、申立期間の保険料は、その後、2、3 か月分ずつを数回に分けて、B 郵便局で納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が所持している年金手帳に、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 55 年 4 月 1 日と記載されているのは、57 年 4 月に国民年金の加入手続きを行い、その際、窓口の職員に過去 2 年分の未納の国民年金保険料を納付するように言われ、私が 2 年分の保険料を納付することで記載されたものであり、この記載こそが、私が 57 年 4 月に加入手続きを行った証拠である。また、A 区役所の職員も、私が 57 年 4 月に加入手続きを行ったと証言している。」と主張している。

しかし、申立人の加入手続き時期を昭和 57 年 4 月と証言したとする当該 A 区役所職員は、「申立人の加入時期については、A 区役所には払出簿が無いことから、あくまでも推認に基づく一般的な取扱い等について例示したままで、申立人が 57 年 4 月に加入手続きを行ったと証言したわけではない。」と述べている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 59 年 2 月 24 日に払い出されたことが確認でき、申立人の加入手続きは、同年 2 月頃に行ったと推認できることから、同時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A 区において、申立人に別

の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの保険料は 59 年 6 月 11 日に、57 年 7 月から同年 9 月までの保険料は 59 年 10 月 9 日に、57 年 10 月から同年 12 月までの保険料は 59 年 12 月 24 日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できる上、58 年 7 月から同年 9 月までの保険料は、直前の同年 4 月から同年 6 月までの保険料が重複納付されたため、60 年 9 月 6 日の決議により還付充当された記録となっており、当該決議日時点において、上記充当期間は未納であったことが推認でき、57 年 4 月以降の保険料は遅れることなく定期的に納付していたとする申立人の主張と相違している。

加えて、申立人は、「A 区役所の職員は、当時、手書きの納付書により納付された過年度保険料は A 区で収納していたため、社会保険事務所（当時）での事務処理が遅れ、オンライン記録上、2 年後に納付された記録又は重複納付された記録になっていると証言していることから、上記過年度納付及び還付充当の記録は、行政側の記録誤りである。」と主張しているが、当該 A 区役所職員は、「当時、過年度保険料は国庫金であり、A 区役所の窓口を含め A 区で収納することはなかった。」と述べており、申立人の主張と相違している。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 25 日から同年 11 月 1 日まで

私は、中学校を卒業してしばらく経った昭和 38 年 6 月頃から次に勤務した会社に入社するまでの数か月間、A事業所に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人は、昭和 38 年 7 月 25 日に資格を喪失したことが確認でき、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても同じ資格喪失日が記録され、これらはオンライン記録と一致する。

また、上記被保険者原票により、申立人と同じ昭和 38 年 6 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していた 3 人は、申立人を記憶していない上、申立人自身も勤務期間の記憶が必ずしも明確でないことから、勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4766

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から10年3月31日まで

私は、年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、自分の経営していたA社における被保険者期間のうち平成5年7月1日から10年3月31日までの標準報酬月額が著しく低い額となっていることが分かった。私は、社会保険料の未払があったことは承知しており、そのことで当時、社会保険事務所（当時）の担当者と話したこともあったが、標準報酬月額を下げることについては何の報告や相談も受けていないのにこのような記録にされていることは納得できないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成5年7月から10年2月までは47万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日の後の同年4月10日付けで、5年7月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間において、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所の担当者から、社会保険料の未払が発生しているとの報告があり、そのとき、担当者との話し合いで、いくつかの支払方法の提案があったような記憶はあるが、結論には至らなかったと記憶しており、その後、私のところには、何の連絡、相談も無かったので、気にかけていなかった。」旨主張しているが、社会保険事務所への届出に必要となる当該事業所の代表者印については、「自分が管理してい

た。」と供述していることから、申立人は、当該事業所の代表取締役として社会保険の手続に関する権限を有していたものと考えられ、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年9月1日まで

私は、平成6年8月から9年8月末日まで、A社でB（職種）としてC（業務）に従事した。この間、自身が代表取締役を務めるD社でも、8年6月1日から厚生年金保険に加入しており、同時に2つの事業所で厚生年金保険被保険者になっていたと記憶しているが、申立期間のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録では、平成9年9月2日付けで、8年10月及び9年10月の定時決定が取り消され、8年6月1日に遡って厚生年金保険被保険者の資格を喪失した処理がされていることが確認できる。

しかし、A社は、「平成16年以前のデータ、書類等が残っていないため、申立人が申立期間に在職していたかは不明。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、A社における申立期間当時の勤務について、「1日に8時間程度だが、1週間で2日間程度、1か月で1週間から10日間程度の勤務であった。」と回答している上、申立期間当時のA社からの給与について、「給与として、A社から現金は頂いていなかった。」と回答していることから、申立人は、自身が経営するD社の代表取締役であったことを踏まえると、A社において、常用的使用関係が求められる厚生年金保険被保険者の適用要件を満たしていなかった可能性がうかがえる。

さらに、E法の規定により、実際にC（業務）を行っている事業所では、F（職種）の配置が求められ、F（職種）には直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされているところ、G（機関）から提出された「H（資料）」により、申立期間の一部を含む期間にA社が受注したC（業務）において、申立人がF（職種）であったことが確認できるが、A社の元同僚は、「申立人は、D社の代表取締役であり、A社の社員ではなかった。A社は公共事業を請け負っていたが、E法でF（職種）等は社員でなければならないという縛りがあったので、形式的に申立人を社員扱いにしたと思う。当時、A社だけでなく、公共事業を行う会社はどこでもそのようにやっていた。」と供述しており、申立人がこの必要性を満たすために、厚生年金保険被保険者とされた可能性を否定できない。

加えて、オンライン記録によると、A社において、申立期間当時、遡及訂正処理されているのは、申立人だけであることが確認できる上、当該事業所が社会保険料を滞納していたことは確認できず、当該遡及訂正処理が社会保険事務所（当時）による不合理な処理であったとまでは言えない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。